



埼玉労働局発表
令和2年5月29日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 千葉 直樹
室長補佐 松永 浩司
(代表電話)048(600)6210

報道関係者 各位

労働法制について大学等出張セミナーを開催しました

～令和元年度は13大学等において開催～

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では、県内大学等と連携し、当局幹部職員が講師となってキャンパスに出向き、これから就職して社会に出る学生が、働く際に知っておくと役立つ労働法の基礎知識についてのセミナーを開催しております。

令和元年度は、13大学等からのご要望を受け開催（別紙）し、セミナーを受講した学生にアンケート調査を実施しましたので、その結果を公表します。

アンケート結果から、このセミナーを受講した学生の約9割が「就職活動や職業生活に役立つ」と回答しています。

今年度においても、同様に開催をすることとしておりますので、ご希望などありましたら埼玉労働局雇用環境・均等室（電話 048-600-6210）までご連絡ください。

（アンケート結果）

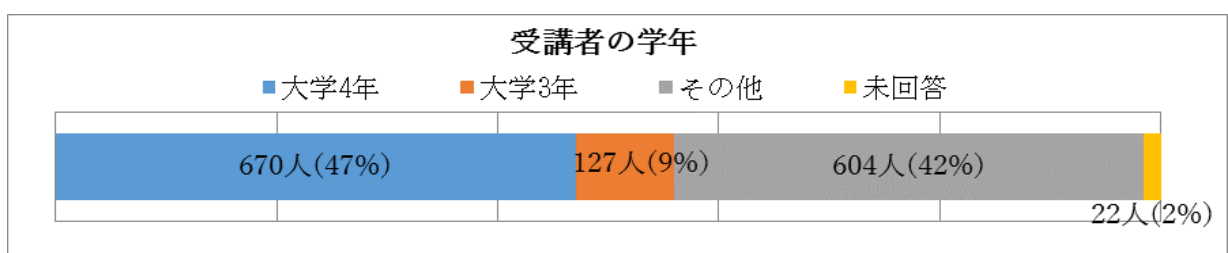
令和元年度は、13大学等に対し15回の労働法セミナーを開催しました。アンケートに回答していただいた学生数は合計1,423人で、このうち1,208人（85%）の学生がこのセミナーに対し『参考となった』と回答し、1,247人（88%）の学生が今後の就職活動や就職後の生活に『大変役立つ』、『役立つ』との回答でした。

アンケート結果の詳細については、次のとおりです。

I セミナーについて

1 受講した学生の内訳（n=1,423人）

学生1,423人の内訳は、大学4年生670人（47%）・大学3年生127人（9%）が全体の約56%を占め、全体のうち就職活動中の学生が227人（16%）、採用内定取得済の学生が560人（39%）でした。



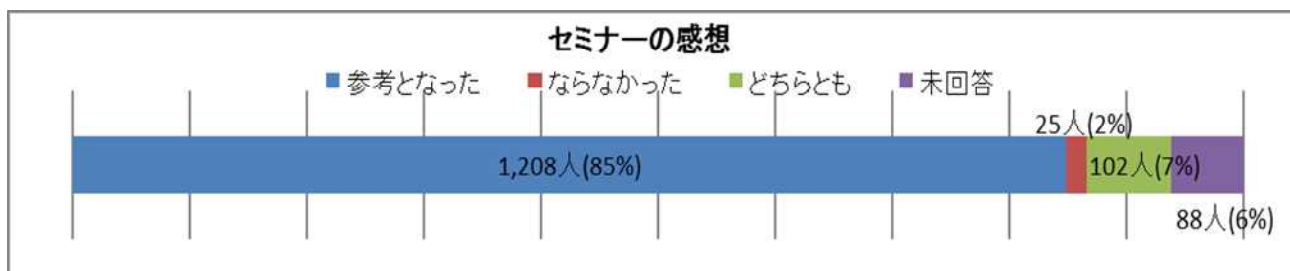
2 労働法セミナーを受講した学生の意見、感想

(1) 労働法セミナーを受講した理由 (n=1,423人)

労働法セミナーを受講した理由(複数回答)については、①就職活動の参考のため 337人、②労働法に関心があった 203人、③就職担当者に勧められた 401人、④友人に誘われて 35人、⑤その他 413人(「授業として受講した」など)でした。

(2) 労働法セミナーを受講して参考になったか (n=1,423人)

労働法セミナーを受講して参考になったか否かについては、1,208人(85%)の学生が参考となったと回答し、参考にならなかったと回答した学生は 25人(2%)でした。

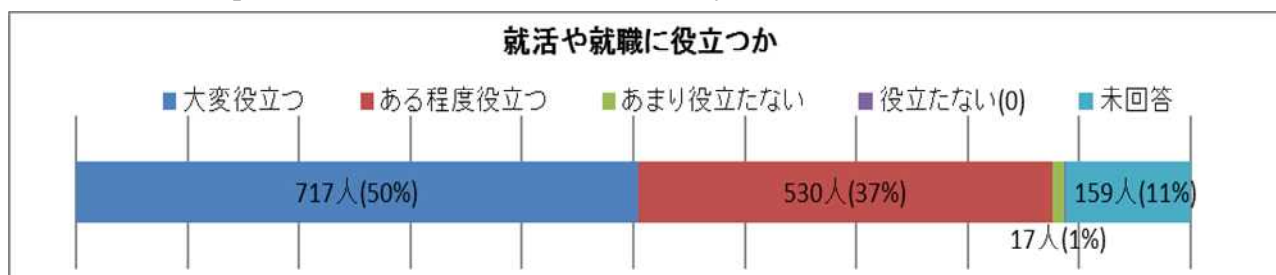


(3) 聞きたい内容が盛り込まれていたか (n=1,423人)

聞きたい内容が盛り込まれていたかについては、1,273人(89%)の学生が大体盛り込まれていたと回答し、一部足りない部分があったなどは 50人(4%)でした。

(4) 就職活動や就職に役立つ内容であったか (n=1,423人)

就職活動や就職後の生活に役立つ内容であったかについては、「大変役に立つ」が 717人(50%)、「ある程度役に立つ」が 530人(37%)であり、「あまり役に立たない」、「役に立たない」が合わせて 17人(1%)でした。



(5) 主な感想

- ・今まで労働について詳しく知らなかったため、今回のセミナーで労働の知識を知ることができました。様々な労働のルールがあるということがわかりました。
- ・なかなか労働局の方のお話を聞くことができる機会がないので、今回貴重なアルバイトのお話を聞くことができ、とても参考になりました。就職活動にも生かしたいと思います。
- ・アルバイトや将来就職し困ったことがあったら電話をして相談したいと思った。
- ・勉強になりました。マンガの冊子が分かりやすくて良かった。
- ・働く上での法律や規則を正しく理解して自分の身は自分で守らなければならないのだと思いました。貴重なお話ありがとうございました。

◎セミナーでは、労働法の基本的知識を持つこと、その上で、労働条件をしっかりと把握することの重要性を具体的な事例から説明します。

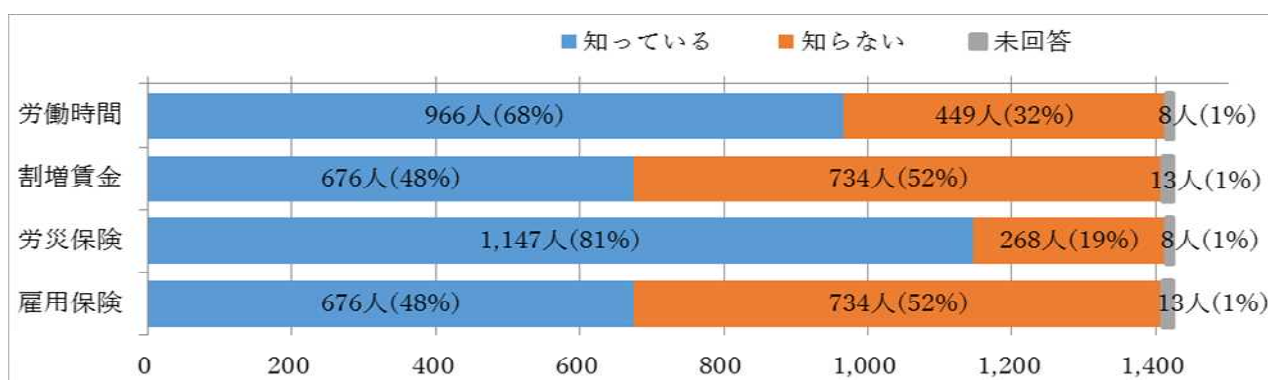
Ⅱ 学生の労働法の知識とアルバイトで経験したトラブルについて

セミナーを受講した学生の労働法に関する知識及びアルバイトを行った際に経験したトラブルについては、次のとおりです。

1 労働法令の知識 (n=1,423人)

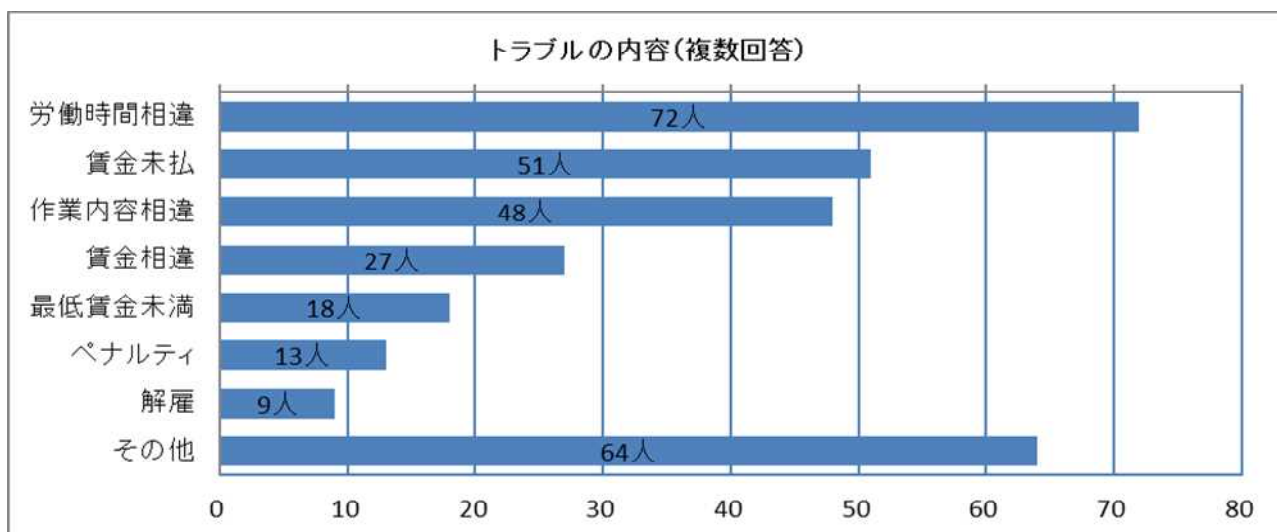
法定労働時間(1週40時間、1日8時間)について知っている学生は、966人(68%)でしたが、時間外労働や休日労働、深夜労働に支払われる割増賃金について知っている学生は676人(48%)で、割増賃金については比較的知られていないことが分かりました。

また、工作中的の怪我や病気、通勤中の災害などの場合に給付される労災保険、失業した場合に一定の条件下で給付される雇用保険について知っている学生は、それぞれ1,147人(81%)、676人(48%)であり、雇用保険については比較的知られていないことが分かります。



2 アルバイトでの疑問やトラブル (n=1,252人)

(1) アルバイトを行っている中で、疑問に思うことがあった学生やトラブルにあった学生は、224人(18%)で、その内容(複数回答)としては、「契約時の労働時間より長かった」が72人で最も多く、以下「賃金未払」「作業内容相違」の順となっています。



(2) また、トラブルに際して誰かに相談したかどうかについては、224人のうち117人の学生が相談したと回答し、相談した相手(複数回答)は、家族や友人等身近な人が殆どで、行政機関等々への相談はわずかでした。

◎セミナーでは、社会経験の少ない学生がアルバイトを行い、トラブルにあった場合の相談窓口等についてご案内しております。

令和元年度労働法セミナー開催状況

(別紙)

	大学・短大・専門学校等名	開催日
1	獨協大学	平成31年4月17日(水)
2	東邦音楽大学(当日2回開催)	令和元年5月8日(水)
3	立正大学	令和元年7月11日(木)
4	浦和大学	令和元年9月19日(木)
5	浦和大学短期大学部	令和元年9月19日(木)
6	武蔵丘短期大学	令和元年9月30日(月)
7	埼玉動物海洋専門学校	令和元年10月7日(月)
8	山村学園短期大学	令和元年10月16日(水)
9	東京IT会計法律専門学校	令和元年12月6日(金)
10	ものづくり大学	令和元年12月11日(水)
11	東京電機大学 理工学部	令和元年12月12日(木)
12	西武文理大学	令和元年12月19日(木)
13	女子栄養大学(セミナー2回開催)	令和2年1月9日(木)

○大 学 8校(セミナー実施回数 10回)

○短期大学 3校(セミナー実施回数 3回、うち1回は大学と同一実施)

○専門学校 2校(セミナー実施回数 2回)

○合 計 13校(セミナー実施回数 15回)